業務上の傷病會社負担で重ねて本日四日本社に於て開會
所屬出張調會調協團組

件を左の通り決定す

十二、解決條件

(一)

(イ)「ストライキ」中の賃金は二割五分平均日一圓五十錢の支拂をなすこと

(ロ)「ボイコット」中の賃金は平均日一圓五十錢の支拂をなすこと

(ハ)「ストライキ」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ニ)「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ホ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ヘ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ト)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(チ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(リ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ヌ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ル)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ヲ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ワ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(カ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ヨ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(タ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(レ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ソ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ツ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ネ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ナ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ラ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ム)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ウ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ヰ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ノ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(オ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ク)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ヤ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(マ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ケ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(フ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(コ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(エ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(テ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ア)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(サ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(キ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ユ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(メ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ミ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(シ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ヱ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ヒ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(モ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(セ)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ス)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

(ン)「ストライキ」「ボイコット」中の賃金は平均日一圓を限度として支拂ふこと

従業員百二名に對し一人平均一ヶ月約四圓値上を見當に全額一ヶ月四百圓を値上昇給の必要ある者に限り適當額の昇給をなす

「重役會議の決定ー之は交渉の結果次の通協定ー

日給平均二拾錢値上（此所要額一ヶ月六百圓）昇給率は各人の勤務成績其他に依り會社に於て愼重調査の上昇給額を決定す。

第二、社則に關する件

第一項　退職手當の改正ー要求全部容認

第二項　年功加俸の設定ー拒絶

第三項　定期昇給ー可成昇給せしむ

第四項　社則第十二章雜給の改正

イ、ロ、宿料の改正ー全部容認